珇 īF 後

Ⅲ-4-15 産業活力再生特別措置法に関する銀行の留意事項

産業活力再生特別措置法(以下「産活法」という。)等に定める事業再構築 に関する計画(以下「事業再構築計画」という。)、共同事業再編に関する計画 (以下「共同事業再編計画」という。)、経営資源再活用に関する計画(以下「経 営資源再活用計画 | という。) 及び事業革新設備の導入に関する計画(以下「事 業革新設備導入計画」という。)の記載事項については、銀行の計算書類等の 記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。

- Ⅲ-4-15-1 産活法第2条第2項第2号及び産活法の施行に係る指針│ (以下「施行指針」という。)第6条、第8条、第9条の事 業革新の定義
- (1)施行指針第6条の「当該新たな役務の売上高の合計額がすべての事業の 売上高の1%以上となる場合」は、例えば、当該新たな役務の業務収益(資 金運用収益、役務取引等収益及びその他業務収益)の合計額がすべての事 業の業務収益の1%以上となる場合をいう。
- (2)施行指針第8条の「当該役務に係る1単位当たりの販売費が5%以上低 減される場合」は、例えば、業務収益又は業務粗利益の1単位当たりの経 費が5%以上低減される場合をいう。

Ⅲ-4-15 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に関す る銀行の留意事項

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「産活法」とい う。) 等に定める事業再構築に関する計画(以下「事業再構築計画」という。)、 経営資源再活用に関する計画(以下「経営資源再活用計画」という。)、資源生 産性革新に関する計画(以下「資源生産性革新計画」という。)及び事業革新 設備の導入に関する計画(以下「事業革新設備導入計画」という。)の記載事 項については、銀行の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するもの とする。

- Ⅲ-4-15-1 産活法第2条第4項第2号及び産業活力の再生及び産業活 動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針(以下「施行 指針」という。) 第6条、第8条、第9条の事業革新の定義
- (1)施行指針第6条の「当該新たな役務の売上高の合計額をすべての事業の 売上高の1%以上とすること」は、例えば、当該新たな役務の業務収益(資 金運用収益、役務取引等収益及びその他業務収益)の合計額をすべての事 業の業務収益の1%以上とすることをいう。
- (2)施行指針第8条の「当該役務に係る1単位当たりの販売費を5%以上低 減させること」は、例えば、業務収益又は業務粗利益の1単位当たりの経 費<u>を</u>5%以上低減<u>させること</u>をいう。
- (3)施行指針第9条の「事業再構築又は経営資源融合の実施期間中の当該役│(3)施行指針第9条の「事業再構築又は経営資源融合の実施期間中の当該役

珇

務の国内における売上高の伸び率を百分率で表した値を、過去3事業年度 における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表し た値から5以上上回るものとすること」は、例えば、事業再構築期間中の 当該役務の業務収益の伸び率を百分率で表した値を、過去3事業年度にお ける当該役務に係る業種の業務収益の伸び率の実績値を百分率で表した 値から5%ポイント以上上回るものとすることをいう。

務の国内における売上高の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度 における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表し た値を5以上上回る場合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の業 務収益の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務 に係る業種の業務収益の伸び率の実績値を百分率で表した値を5%ポイ ント以上上回る場合をいう。

- に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。) 二. ロ. の事業再構築の認定の基準
- (1) 基本指針二. ロ. 1. ①の「事業再構築終了後の自己資本当期純利益率 ー事業再構築開始前の自己資本当期純利益率≥2」は、例えば、自己資本 当期利益率が2%ポイント以上上昇する場合をいう。
- (2) 基本指針二. ロ. 1. ②の「(事業再構築終了後の有形固定資産回転率/ 事業再構築開始前の有形固定資産回転率)×100≥105」は、例えば、業務 収益を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をい う。
- (3) 基本指針二. ロ. 1. ③の「(事業再構築終了後の従業員1人あたり付 加価値額/事業再構築開始前の従業員1人当たり付加価値額)×100≥106」 は、例えば、従業員1人当たりの付加価値額(業務純益、人件費及び減価 償却費の和)が6%以上上昇する場合をいう。

Ⅲ-4-15-2 産活法第5条第6項第1号及び我が国産業の活力の再生│Ⅲ-4-15-2 産活法第5条第6項第1号及び我が国の産業活力の再生 及び産業活動の革新に関する基本的な指針(以下「基本指針」 という。) 二. イ. の事業再構築の認定の基準

īF

後

- (1) 基本指針二. イ. 1. ①の「事業再構築終了後の自己資本当期純利益率 -事業再構築開始前の自己資本当期純利益率≥2」は、例えば、自己資本 当期利益率が2%ポイント以上上昇する場合をいう。
- (2) 基本指針二. イ. 1. ②の「(事業再構築終了後の有形固定資産回転率/ 事業再構築開始前の有形固定資産回転率)×100≥105」は、例えば、業務 収益を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をい う。
- (3) 基本指針二. イ. 1. ③の「(事業再構築終了後の従業員1人当たり付 加価値額/事業再構築開始前の従業員1人当たり付加価値額)×100≥106」 は、例えば、従業員1人当たりの付加価値額(業務純益、人件費及び減価 償却費の和)が6%以上上昇する場合をいう。

現	改 正 後
Ⅲ-4-15-3 産活法第3条第2項第2号及び基本指針二. 口. 2. の財	Ⅲ-4-15-3 産活法第3条第2項第2号及び基本指針二. <u>イ.</u> 2. の財
務内容の健全性の向上に関する目標の定義	務内容の健全性の向上に関する目標の定義
(1) 基本指針二. 口. 2. ①の「有利子負債合計額」は、例えば、預金を含	(1)基本指針二. <u>イ.</u> 2.①の「有利子負債合計額」は、例えば、預金を含
む負債性の資金調達手段のすべてを指し、「運転資金」は、例えば、不良	む負債性の資金調達手段のすべてを指し、「運転資金」は、例えば、不良
債権を除く貸付債権等を指す。	債権を除く貸付債権等を指す。
(2) 基本指針二. <u>ロ.</u> 2. ②の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、	(2)基本指針二. <u>イ.</u> 2. ②の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、
「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。	「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。
Ⅲ-4-15-4 産活法 <u>第3条第2項第3号</u> 及び基本指針 <u>三. 口.</u> の過剰供	Ⅲ-4-15-4 産活法 <u>第4条第1項</u> 及び基本指針 <u>十. イ.</u> の過剰供給構造
給構造にある <u>事業分野</u> の基準に関する事項の定義	にある <u>業種等</u> の基準に関する事項の定義
基本指針 <u>三. ロ. 3.</u> の「売上高」は、例えば、業務収益を指し、「営業利	基本指針十. イ. 2. の「売上高」は、例えば、業務収益を指し、「営業利
益」は、例えば、業務純益を指す。	益」は、例えば、業務純益を指す。
Ⅲ-4-15-5 産活法第3条第2項第3号及び基本指針三. ハ. の共同事	_(削除)_
業再編の認定の基準	
(1)基本指針三.ハ.1.の「営業利益」は、例えば、業務純益を指す。	
(2) 基本指針三. ハ. 2. ①については、Ⅲ-4-15-2(2) を準用す	
<u>る。</u>	
Ⅲ-4-15-6 産活法第3条第2項第4号及び基本指針四.口.の経営資	Ⅲ-4-15- <u>5</u> 産活法 <u>第7条第4項第1号</u> 及び基本指針 <u>三. イ.</u> の経営資

## 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

現	改 正 後
源再活用の認定の基準	源再活用の認定の基準
基本指針 <u>四. 口.</u> 1.、2. 及び3. については、それぞれ <u>Ⅲ-4-15-5 (1)、</u> Ⅲ-4-15-2 (2) 及びⅢ-4-15-2 (3) を準用する。	